

むつ市こどもの笑顔まんなか条例逐条解説

条例の名称

むつ市こどもの笑顔まんなか条例

【解説】

こどもの虐待や貧困、いじめ、不登校などが社会問題となり、こどもや子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増しているなかで、こどもが心身ともに健やかに成長していくためには、こどもの権利を保障し、地域全体でこどもの育ちを支えることが必要です。

本条例は、こどもの権利を保障するための基本理念、市の責務、保護者や市民等の役割、こどもの権利救済を目的としたこどもオンブズパーソンの設置等について定め、こどもの権利を大切にすることにもやさしいまちづくりを推進していくことを目的としています。

むつ市がこどもにやさしいまちとなるためには、本条例がむつ市全体に浸透し、その目的や理念を共有するとともに、市民一人ひとりがこどもの権利についての理解を深め行動につなげていくことがとても重要です。そこで、名称は、こどもにも大人にもわかりやすく、親しみやすく、そして、未来を担うこどもの笑顔のための条例であることを共有できるように、という点を大切にしました。

「こどもの笑顔まんなか条例」という名称には、こどもの権利を大切にすることにもやさしいまちで、こどもが笑顔で健やかに成長できるようにとの願いが込められています。

このまちで育つこどもの笑顔を守るために。

前文

日本には、平和な社会を維持し、国民の基本的人権を永久の権利として定めている日本国憲法があります。

また、日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれたときから権利をもつ主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、ひとりの人間として、自分らしく、豊かに成長、発達していく権利があることを認め、これを大切にすることを約束しています。さらに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、こども基本法が制定されました。

こどもは、誰もが幸せに生きる権利をもっています。命が守られ、自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、児童の権利に関する条約やこども基本法に定める全ての権利が保障されなければなりません。

こどもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人と同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。

こどもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切にする心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます。

大人は、こどもの権利を実現していくために、こどもの成長と発達する力を認め、こどもの思いや意見を受け止め、誠実に向き合うことが必要です。そして、こどもに関することが決められ、行われるときは、こどもにとって最も良いことは何かを共に考え、支援していく責任があります。

私たちは、こどもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していくため、こどもの意見を取り入れながら、地域全体でこどもに関わる施策に取り組んでいく必要があります。

地域の宝であるこどもは、むつ市の将来を担っていく大切な存在です。こどもが、四季折々の豊かな自然に恵まれたむつ市で、地域の一員として尊重され、地域の人々のぬくもりの中で健やかに成長し、夢と希望をもって未来へ羽ばたいていくことを願い、条例を制定します。

【解説】

これから成長していくむつ市の子どもへのメッセージを含め、本条例を制定した意義について示しています。

〈第1段落・第2段落〉

日本では、日本国憲法において、人が生まれながらにしてもって、誰からもおかしられない権利（基本的人権）を永久の権利として保障しているほか、国連の採択した児童の権利に関する条約を批准し、子どもの権利を認め、その権利を大切にすることを約束しています。

また、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神に則り制定された子ども基本法では、全ての子どもについて、子どものもつ権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、社会全体で取り組んでいくことが示されています。

〈第3段落〉

子どもは、誰もが幸せに生きる権利を持っています。そして、全ての子どもが平等に、命が守られ成長できること、自分の関係ある事柄について自由に意見を表明し参加できることなど、子どものもつ権利が保障されなければなりません。

〈第4段落〉

子どもが自分の権利を行使する上で、子ども自身がもつ権利を学び、正しく理解すること、他者にも同様に権利があることを理解し、お互いに尊重し合うことが大切です。自分を大切に思うとともに、他者に思いやりの気持ちをもって接することは、人との関わりにおいて基礎となる力を身につけることや、自分自身の命、他者の命を守ることに繋がります。そして、将来、子どもが大人になったときに、子どもやまわりの人に対する大切なこととして、受け継がれていきます。

〈第5段落・第6段落〉

子どもにとって、自分が大切にされていると実感することは、自分や自分以外の人を大切にすることを育むとともに、自己肯定感を高めることにつながると考えます。自己肯定感を高めることは、子どもが様々なことに挑戦し、もって生まれた能力を更に広げていくことや、自分らしく生きるためにとても重要です。

大人は、子ども自身が大切にされていると実感できるように子どもを愛情と理解をもって育て、子どもにとって最も良いことは何かを考えながら、子どもの権利が守られるよう支援していく責任があります。

〈第7段落・第8段落〉

むつ市は、将来を担っていく大切な存在である子どもの権利を地域全体で守り、成

長を助けていくことができるよう、こどもにやさしく子育てがしやすいまちづくりを推進していきます。そして、むつ市のこども一人ひとりが、それぞれの夢と希望を持ちながら成長していくことを応援していきます。

◆「日本国憲法」

第11条では、基本的人権が誰からも侵害されない永久の権利として、すべての国民に与えられることを規定しています。

(基本的人権)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

◆「児童の権利に関する条約」

全てのこどもがもつ権利を定めた条約です。この条約には、こどもの権利を国際的に保障するために、4つの原則があります。

4つの原則

○生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。

○子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える。

○子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。

○差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。

◆「こども基本法」

全てのこどもが将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するため、こどもに関する取組を推進していくための基本となる事項を定めた法律です。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

◆本条例制定のための基礎資料について

本条例を制定するにあたり、こどもの権利に関する啓発の機会とし、こどもの権利についての認識やこどもの悩み事・困り事、自己肯定感等の状況を把握することを目的に、令和5年9月15日から令和5年10月6日まで、市内の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生とその保護者を対象に、こどもの人権に関するアンケートを実施しました。このアンケートの結果を、本条例制定のための基礎資料としています。

アンケートの結果については、別途ホームページに掲載しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもが命を守られ、自分らしく生き、健やかに成長していくことができるよう、こどもを権利の主体として認め、こどもにとって大切な権利を保障するとともに、市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、その育ちを支え、こどもが笑顔になるようこどもをまんやかに捉え、こどもにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

本条例を制定した目的について、次のとおり定めています。

- ・こどもを権利の主体として認め、こどもにとって大切な権利を保障すること。
- ・こどもの権利を保障するための市の責務並びに保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれが役割を果たすことで、こどもの育ちを支えていくこと。
- ・こどもが笑顔で健やかに成長できるよう、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもにやさしいまちづくりを推進すること。

※「こどもにやさしいまちづくり」とは？

「こどもにやさしいまち」を目指し、次のことについて取組みを進めることです。

- ・こどもを権利の主体として認め、こどもの権利を保障すること。
- ・こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を図ること。
- ・地域全体でこどもの育ちを支えるとともに、こどもが健やかで幸せに成長できるよう支援すること。

(ことばの定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設で、こどもが育ち、又は学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（こどもを除く。）をいう。
- (5) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】

本条例における用語の意味について定めています。

〈第1号関係〉

こどもとは、児童の権利に関する条約及び児童福祉法と整合性を図り、原則として18歳未満の者とします。

なお、「その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」とは、例えば、在学中に18歳に到達した高校生等を指します。

〈第2号関係〉

保護者とは、こどもに対し親権を行う父母のほか、何らかの理由により、親権者がいない場合の未成年後見人、こどもを実際に監護している里親、児童養護施設長等が含まれます。

※「監護」とは、18歳未満のこどもの生活について、社会通念上必要とされる監督と保護を行っていることをいい、こどもの身の回りの世話をしたり、しつけや教育をすることを意味しています。

〈第3号関係〉

育ち学ぶ施設とは、市内にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護

学校、児童養護施設等子どもが関わる施設が広く含まれます。

〈第4号関係〉

市民とは、むつ市に住んでいる方のほか、市内にある会社や事務所に通勤する方、市内にある育ち学ぶ施設に通学する方です。

〈第5号関係〉

事業者とは、市内に事業所又は事務所があり、事業活動を行う個人、法人、その他の団体です。

(基本理念)

第3条 こどもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、こども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) こどもに関わることを決める場合は、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 社会を担っていく存在であるこどもが、社会の一員として意見表明し、社会参加することができるよう環境を整備すること。
- (4) 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれ相互に連携し、及び協力することにより、こどもにやさしいまちづくりに取り組むこと。

【解説】

こどもの権利を保障するための基本理念について定めています。

〈第1号関係〉

こどもを保護される対象としてだけでなく、大人と同様に一人の人間として、権利を行使する主体であることを示した児童の権利に関する条約や、基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法及びこども基本法の理念に基づき、こどもを権利の主体として尊重します。

〈第2号関係〉

こどもに関係のあることを決める場合は、大人が勝手に決めるのではなく、こどもの年齢、成長及び発達に応じた配慮のもとで、こども自身の意見を尊重し、こどもの立場に立って、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考えて判断します。

〈第3号関係〉

こどもは、将来の社会を担う存在であり、今の社会を構成する一員でもあります。こどもが主体的に意見を表明し、社会参加できるような環境を整備します。

〈第4号関係〉

市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が相互に連携・協力し、地域全体でこどもにやさしいまちづくりに取り組みます。

第2章 市の責務及び保護者等の役割

(市の責務)

第4条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、こどもに関する施策を推進するに当たり、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援し、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。

【解説】

こども基本法第5条に規定されている地方公共団体の責務の内容に基づき、こどもの権利を保障するための市の責務について定めています。ここでは、「市長」の責務ではなく「市」の責務とすることで、教育委員会等も含む市全体でこどもの権利保障に取り組むことを表しています。

〈第1項関係〉

市は、こどもの権利を保障するため、先頭に立ってこどもに関する施策を総合的に実施しなければなりません。

〈第2項関係〉

市は、こどもに関する施策を実施するに当たり、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

〈第3項関係〉

本条例の第5条から第8条において、こどもの権利を保障するための保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者のそれぞれの役割について定めています。市は、それぞれが役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援をし、相互に連携が図られるよう調整を行わなければならない。

◆「こども基本法」では、地方公共団体の責務について規定しています。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、こどもの成長及び発達について第一に責任及び義務があることを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 保護者は、こどもの意見等に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 保護者は、育てているこどもに対して、虐待等こどもの権利を侵すような行為を行ってはならない。

4 保護者は、こどもを育てることに困ったときは、市その他関係機関に必要な支援を求め、より良い家庭環境づくりに努めるものとする。

【解説】

こどもの権利を保障するため、こどもが生活する最も基本的な場所である家庭における保護者の役割について定めています。

〈第1項関係〉

児童の権利に関する条約第18条では、こどもの養育及び発達について保護者が第一義的な責任を有することを規定しています。保護者は、こどもの成長と発達に第一に責任と義務があることを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければなりません。

〈第2項関係〉

保護者は、こどもにとって何が一番よいことなのかを考え、こどもの意見等をよく聴き、年齢、成長及び発達を考慮しつつ、こどもの意見等を尊重するように努めるものとします。

〈第3項関係〉

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条では、何人もこどもに対して虐待をしてはならないと規定しています。保護者は、こどもに対し、暴力、暴言、ネグレクト等の虐待を行ってはなりません。しつけと称し、体罰やこどもの健全な発達に有害な影響を及ぼすような言動もしてはなりません。

〈第4項関係〉

保護者は、子育てに関して困ったときは、不安や問題を一人で抱え込まず、市や関係機関に相談し、必要な支援を受けながら、より良い家庭環境づくりに努めるものとします。

- ◆ 「児童の権利に関する条約」では、父母又は法定保護者は、こどもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを規定しています。

第18条

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

- ◆ 「児童虐待の防止等に関する法律」では、いかなる人もこどもに対し、虐待をしてはならないことを規定しています。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

- ◆ 「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待の定義について規定しています。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ◆「児童虐待の防止等に関する法律」では、こどもの人格の尊重について規定しています。

(児童の人格の尊重等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- ◆「民法」では、こどもの人格の尊重について規定しています。

(子の人格の尊重等)

第821条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(育ち学ぶ施設の役割)

第6条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、こどもが社会性を身につけることができるよう支え、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設は、いじめ、虐待及び体罰について、関係機関と連携し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行わなければならない。

【解説】

こどもの権利を保障するため、こどもの育ちや学びに大きな関わりのある育ち学ぶ施設の役割について定めています。

〈第1項関係〉

育ち学ぶ施設は、こどもが育ち、学ぶ場所として、家庭の次に長い時間を過ごす場所です。育ち学ぶ施設は、こどもに対する指導や支援が日常的に行われる場所であることから、こどもの健やかな成長及び発達に関し、重要な役割を果たすことを認識し、こどもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければなりません。

〈第2項関係〉

育ち学ぶ施設は、集団生活や様々な活動を通して、こどもが社会性を身につけられるように支援し、年齢、成長及び発達を考慮しつつ、こどもの意見等を尊重するように努めるものとしします。

〈第3項関係〉

育ち学ぶ施設は、いじめ、虐待及び体罰について、関係機関と連携し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行わなければなりません。

(市民の役割)

第7条 市民は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するように努めるものとする。

3 市民は、地域の中で、子どもにとって安全かつ安心な環境を整え、その環境を守るよう努めるものとする。

4 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための適切な支援をするよう努めるものとする。

【解説】

子どもの権利を保障するため、子どもの居場所の一つである地域における市民の役割について定めています。

〈第1項関係〉

子どもは、地域における多様な世代の人との交流や、様々な体験を通していろいろなことを学びます。一人ひとりの市民が、子どもが地域との関わりをもって育っていくことの大切さを理解し、地域全体でその育ちを見守り、成長を助けていくことが重要です

市民は、地域が子どもの豊かな成長及び発達にとって大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考え、その権利を保障しなければなりません。

〈第2項関係〉

市民は、子どもと関わる場面では、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達を考慮しつつ、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとしします。

〈第3項関係〉

市民は、子どもの居場所の一つである地域で、子どもが安全かつ安心して過ごせるように、環境を整え、その環境を守るよう努めるものとしします。

〈第4項関係〉

市民は、子どもが地域の一員として、地域との関わりを深めながら成長できるよう、子どもが地域の行事や活動等に参加できる機会の提供や、参加のための適切な支援に努めるものとしします。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育ての両立ができるよう、職場環境の整備に努めるものとする。

【解説】

こども基本法で規定されている事業主の努力についての内容に基づき、こどもの権利を保障するための事業者の役割について定めています。

事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、雇用する労働者の仕事と子育ての両立が図られるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

◆ 「こども基本法」では、事業主の努力について規定しています。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第3章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こどもの権利の普及)

- 第9条 市は、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとする。
- 2 市は、11月20日を「おつ市こどもの権利の日」とし、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとする。
- 3 市は、こどもがこどもの権利について学び、自分と他者の権利を尊重できるよう、必要な支援を行うものとする。

【解説】

市が、こどもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めることを定めています。

〈第1項関係〉

こどもの権利を保障するため、市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して取り組むためには、地域全体の意識の醸成が重要です。市は、こどもの権利とこの条例について、広く市民に周知し、その普及に努めるものとしします。

〈第2項関係〉

11月20日は、「世界子どもの日」とされており、1954年に、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定されました。また、児童の権利に関する条約は、1989年11月20日に国連総会で採択されています。市では、「世界子どもの日」に合わせて、11月20日を「おつ市こどもの権利の日」とし、こどもの権利について周知を図り、必要な取組を行うことを定めています。

〈第3項関係〉

市は、こどもがこどもの権利について学び、その大切さを知るとともに、他者にも自分と同様に権利があることを理解し、自分と他者の権利を尊重できるよう、必要な支援を行います。

(こどもの意見表明及び参加)

第10条 市は、こどもに関わる施策又は取組（以下「施策等」という。）について、こどもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見等を尊重するよう努めるものとする。

2 市は、施策等について、こどもが理解を深め、自分の意見を表明することができるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとする。

【解説】

市が行うこどもに関する施策や取組における、こどもの意見表明及び参加について定めています。

〈第1項関係〉

市は、こどもに関する施策や取組について、こどもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、こどもの年齢、成長及び発達を考慮しつつ、施策等に意見等を反映する仕組みづくりに努めるものとし、こどもが社会の一員として意見表明や参加の機会があり、そこで出された意見等を尊重する仕組みがあることは、こどもにやさしいまちづくりを推進する上で大切なことです。また、こうした経験は、こどもの健やかな成長を支え、地域への愛着を育むことにつながります。

〈第2項関係〉

市は、こどもに関する施策や取組について、こどもの意見表明や参加を促進するため、こどもの視点に立ち、こどもが理解しやすい情報発信に努めるものとし、

(こどもの居場所づくり)

第11条 市、育ち学ぶ施設及び市民は、こどもが安心して、自分らしく居られる多様な居場所づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、こどもが安心して居場所となるよう努めるものとする。

【解説】

こどもの居場所づくりについて定めています。

〈第1項関係〉

こどもに関する施策を推進する立場である市、こどもに対する指導や支援が行われる場である育ち学ぶ施設、こどもの豊かな成長を支える場である地域は、こどもの孤立を防ぎ、こどもが安心して自分らしく過ごせる多様な居場所づくりに努めるものとし、こどもの「居場所」とは、空間的な場所としての意味だけでなく、こどもが安心して話ができる人間関係といった意味も含みます。

〈第2項関係〉

市、保護者、育ち学ぶ施設及び市民は、家庭、育ち学ぶ施設、その他多様な地域活動の場が、こどもが安心して過ごせる居場所となるよう努めるものとし、

(こどもの命と安全を守る取組)

第12条 市は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守り、こどもの命と安全の確保に必要な取組を行うものとする。

2 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止及び早期発見に努めなければならない。

【解説】

市が、こどもの命と安全の確保に必要な取組を行うこと及び、いじめ、虐待、体罰等の防止と早期発見に努めることについて定めています。

〈第1項関係〉

こどもが安全に安心して生活できるよう、市は、犯罪や事故等の危害からこどもを守るため、未然防止や安全確保に必要な取組を行うものとします

〈第2項関係〉

いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力は、こどもに対する重大な権利の侵害であり、してはならない行為です。対象となったこどもは、心身に苦痛を感じ、これからの成長過程に大きな影響を及ぼす可能性もあります。市は、これらの未然防止と早期発見に努めなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てができるよう必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、保護者が子どもを養育することが困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

【解説】

子どもが生活する最も基本的な場所は家庭です。本条では、市が行う子育て家庭への支援について定めています。

〈第1項関係〉

市は、保護者が安心して子育てができ、子どもの権利が守られるよう、子育て家庭のニーズを把握し必要なサービスの提供に努めるものとします。

また、妊娠から、出産、子育てまで、切れ目のない相談体制を構築することにより、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する不安や負担の軽減に努めるものとします。

〈第2項関係〉

市は、子育て家庭の困り事や実情の把握に努め、保護者が子どもを養育することに困難さや大変さを抱えている場合は、個別の状況に応じて、特に配慮した支援を行うよう努めるものとします。

第4章 こどもの権利侵害に対する相談と救済

(こどもオンブズパーソンの設置)

第14条 市は、こどもの権利を守るとともに、こどもの権利が侵害された場合の救済を目的として、むつ市こどもオンブズパーソン（以下「こどもオンブズパーソン」という。）を置く。

2 こどもオンブズパーソンは、非常勤の特別職とする。

3 こどもオンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

4 こどもオンブズパーソンは、第16条に規定する職務の遂行について利害関係がなく、こどもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 こどもオンブズパーソンの任期は、3年とする。ただし、補欠のこどもオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。

6 こどもオンブズパーソンは再任されることができる。

7 こどもオンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【解説】

こどもの権利の侵害に関し、迅速かつ適切に対応し、こどもの権利の回復を支援するため、市長の附属機関として、むつ市こどもオンブズパーソンを設置することを定めています。

〈第1項関係〉

市は、こどもの権利の侵害に関する相談及び救済への取組、こどもの権利が広く保障されるよう普及啓発を行う第三者的機関として、こどもオンブズパーソンを設置します。こどもオンブズパーソンは、地方自治法第138条の4に基づく市長の附属機関となります。

〈第2項関係〉

こどもオンブズパーソンは、非常勤の特別職です。

〈第3項関係〉

こどもオンブズパーソンの定数は3人以内とします。

〈第4項関係〉

職務の遂行について利害関係がなく、こどもの権利についてよく理解しており、豊

かな経験を有する方に、市長が委嘱します。

〈第5項関係〉

こどもオンブズパーソンの任期は3年とし、任期の途中で欠員が生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

〈第6項関係〉

こどもオンブズパーソンは、再任されることができません。

〈第7項関係〉

こどもオンブズパーソンの守秘義務について定めています。

こどもオンブズパーソンは、委嘱されている間及びその職を退いた場合も、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。

◆地方自治法では、執行機関の附属機関について規定しています。

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(こどもオンブズパーソンの役割)

第15条 こどもオンブズパーソンは、こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めるものとする。

2 こどもオンブズパーソンは、こどもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力するよう努めるものとする。

【解説】

こどもオンブズパーソンの役割について定めています。

〈第1項関係〉

こどもは、発達段階にあることから、特に権利侵害を受けやすく弱い立場にあるため、こどもオンブズパーソンは、こどもの権利を守るために重要な役割を果たします。

こどもオンブズパーソンは、職務を遂行するにあたり、こどもの権利の擁護者として、こどもに寄り添い、こどもの意見や思いを聴き、こどもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

〈第2項関係〉

こどもオンブズパーソンは、こどもの最善の利益を図るために、こどもを取り巻く人間関係や環境に配慮しつつ、関係機関等と協力して活動を行うよう努めるものとします。

(こどもオンブズパーソンの職務)

第16条 こどもオンブズパーソンの職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。
- (3) こどもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。
- (4) こどもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。
- (5) こどもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

【解説】

こどもオンブズパーソンの職務について定めています。

〈第1号関係〉

こどもオンブズパーソンは、こどもの権利侵害に関する相談を受け、必要な助言及び支援を行います。

〈第2号関係・第3号関係〉

こどもオンブズパーソンは、こども等からの救済の申立て又はこどもオンブズパーソンの発意に基づき、事実確認のための調査及び関係者間の調整を行います。

関係者間の調整では、こどもの心情を代弁したり、当事者に対し助言やあっせんを行うなど、こどもにとって最善の解決を目指します。

〈第4号関係〉

こどもオンブズパーソンは、調査又は調整等の救済活動に加え、必要に応じ、市長に対し、是正等の措置を講ずることについて意見表明を行います。

こどもオンブズパーソンは、本条例第14条の解説でも述べたように、市長の附属機関であることから、市に意見表明する際に法的な強制力を持つものではなく、行政処分を行ったり、是正を強制する権限はありません。

しかし、第18条において、市は、こどもオンブズパーソンから意見表明を受けた場合は、これを尊重し必要な措置を講ずるものとしています。

〈第5号関係〉

こどもオンブズパーソンは、こどもの権利とその擁護に関する理解の促進と意識の醸成を図るとともに、権利の侵害に関する相談と救済の仕組みを周知するため、普及啓発を推進します。

(こどもオンブズパーソンへの協力)

第17条 市及び育ち学ぶ施設は、こどもオンブズパーソンの独立性を尊重し、その活動に協力しなければならない。

2 保護者、市民及び事業者は、こどもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

こどもオンブズパーソンへの協力について定めています。

〈第1項関係〉

市及び育ち学ぶ施設は、こどもオンブズパーソンが独立性を持った第三者的機関であることを尊重し、こどもオンブズパーソンの活動が実効性のあるものになるよう、活動に協力しなければなりません。

〈第2項関係〉

保護者、市民及び事業者も、市及び育ち学ぶ施設と同様の趣旨で、こどもオンブズパーソンの活動に協力するよう努めるものとします。

(意見の尊重)

第18条 市は、こどもオンブズパーソンから第16条第4号の規定により意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

こどもオンブズパーソンからの意見表明に対する意見の尊重と対応について定めています。

市長は、こどもオンブズパーソンから意見表明を受けた場合、これを尊重し、関係する市の機関においては、是正等の必要な措置を講じるよう指示するものとします。

また、市以外の機関（国、県、民間施設、個人等）に対し、必要に応じて、是正等の措置を講ずるよう要請します。

(活動の報告)

第19条 こどもオンブズパーソンは、毎年の活動状況等を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を取りまとめ、公表するものとする。

【解説】

こどもオンブズパーソンが、毎年の活動状況等を市長に報告することを定めています。

こどもオンブズパーソンの活動状況等については、「むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則」第15条により、公表することとしており、公表することで、こどもの権利について、市民の方々に広く周知され、理解が深まると考えます。

ただし、公表する際は、個人情報に十分配慮する必要があります。

第5章 こどもの権利相談窓口の設置

(設置)

第20条 市は、こどもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、こどもオンブズパーソンを補佐するため、こどもの権利に係る相談、調査、調整等を行う相談員を置く。

【解説】

こどもの権利に関する相談窓口の設置及びこどもの権利相談員の配置について定めています。

こどもの困り事、不安に感じていることなどを安心して相談できるこどもの権利に関する相談窓口を子どもみらい部子育て支援課内に設置し、こどもの権利相談員を配置します。

こどもは、自分が悩んでいることや自分の身に起きていることが権利侵害とはわからない場合もあります。そのため、こどもの権利に関する相談窓口では、こどもが抱えている悩みや困り事についての相談を広く受け付けることとします。

こどもの権利相談員は、こどもの権利に関する相談を受けるだけでなく、必要に応じて、相談の内容をこどもオンブズパーソンに報告し、対応を検討するとともに、こどもオンブズパーソンの活動を補佐し、こどもオンブズパーソンと共に調査活動や調整活動を行います。

第6章 こどもに関する施策を総合的に推進するための計画

(策定)

第21条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

【解説】

こどもに関する施策を総合的に推進するための計画について定めています。

こどもに関する施策を総合的に推進するための計画とは、子ども・子育て支援法第61条で規定している「子ども・子育て支援事業計画」を指します。むつ市では、この計画を「すくすくサポートプランむつ」と称しています。

(評価及び検証)

第22条 計画の実施結果の評価及び検証は、むつ市子ども・子育て会議条例（平成25年むつ市条例第27号）第1条に規定するむつ市子ども・子育て会議が行うものとする。

2 市は、前項の評価及び検証のほか、必要に応じて計画の実施結果について、子どもオンブズパーソンの意見を聴くことができる。

【解説】

本条例の第21条で述べている「子どもに関する施策を総合的に推進するための計画」の実施結果の評価と検証について定めています。

〈第1項関係〉

「子どもに関する施策を総合的に推進するための計画」について、実施結果の評価と検証は、むつ市子ども・子育て会議において行います。

〈第2項関係〉

むつ市子ども・子育て会議において評価と検証を行う際は、必要に応じて子どもオンブズパーソンの意見を聴くことができるものとします。

◆むつ市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する環境を整備するため、むつ市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項は、「むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則」に定めています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 むつ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成6年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	予防接種健康被害調査委員会委員	日額 15,000円	」	を
「	予防接種健康被害調査委員会委員	日額 15,000円	」	に
	こどもオンブズパーソン	日額 20,000円	」	

改める。

【解説】

本条例は、令和6年3月15日に公布され、令和6年4月1日から施行されました。また、こどもオンブズパーソンの報酬額を新たに設定しました。